

徳島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
令和七年一月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

沼田地区

二 事業名

農業競争力強化基盤整備事業

三 縦覧期間

令和七年一月三十一日から

令和七年三月三日まで

四

縦覧場所

美馬市役所